

背高国際海上コンテナの「高さ指定道路」の通行に関する注意

- 背高国際海上コンテナを積載した車両は、通行する経路の全てが「高さ指定道路」内であっても、下記の車両制限令の一般的制限値を超える場合は『特殊車両通行許可』が必要です。
- 特殊車両通行許可を受けた場合も、許可を受けた経路以外を通行すると違反になりますのでご注意ください。
- また、経路の一部が「高さ指定道路」でない場合は、『特殊車両通行許可』に加えて『出発地の警察署長の制限外積載許可』が必要となりますので、ご注意ください。

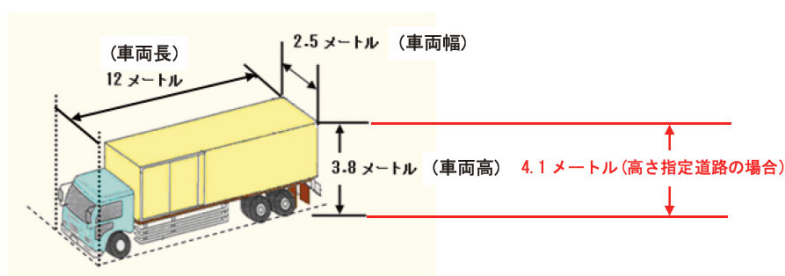
※通行したいルートが「高さ指定道路」の指定をされていない場合は、「高さ指定道路」の要望をしていただきますようお願いいたします。

■ 一般的制限値



車両制限令で扱う一般的制限値は、車両の幅、高さ、長さおよび総重量によって数値が決められています。具体的な内容は、以下のとおりになります。

□ 車両の幅・長さ・高さ



(道路法第47条第1項の規定に基づく車両制限令第3条より)

車両高を3.8mまで認めている道路と4.1mまで認めている道路があります。
なお、4.1mまで認めている道路のことを高さ指定道路と呼んでいます。



特殊車両通行許可申請については、

[「国土交通省の特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」](#)を参照して

ください。